

鳥取県視覚障がい者向け ICT 機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県視覚障がい者向け ICT 機器購入費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 視覚障がい者が情報を取得しやすくなるための補助機能を備えたパソコン、タブレット、拡大読書器等の購入を支援し、視覚障がい者の情報アクセス向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に定める身体障害者手帳のうち視覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けている者で、県内に居住する者とする。

(補助対象 ICT 機器)

第4条 本補助金の対象となる ICT 機器は各号のいずれかに該当するものとし、前条の補助対象者1人につき、いずれか1つとする。（(3)から(6)までのいずれかの機器の購入に係る交付申請を行う場合は、(7)を含めることができる。）

ただし、県内市町村が実施する地域生活支援事業（日常生活用具の給付）で各号に掲げる ICT 機器の交付の対象となる場合又は交付を受けている場合は、当該 ICT 機器に係る申請を行うことはできない。このため、申請者の地域生活支援事業（日常生活用具の給付）の受給状況について、関係市町村に確認する必要がある。

- (1) 拡大読書器（据置型又は携帯型のいずれか）
- (2) プレクストーク
- (3) パソコン（音声読み上げソフト、表示画面拡大ソフト等がインストールされている又は当該ソフトを同時に購入するものに限る。）
- (4) スマートフォン（音声ガイド機能が標準装備されている又は同機能をインストールするものに限る。）
- (5) タブレット端末（音声ガイド機能が標準装備されている又は同機能をインストールするものに限る。）
- (6) ウェアラブル端末（カメラの文字認識技術による音声読上げなど視覚障がい者の情報取得に資する機能が搭載されているものに限る。）
- (7) 情報・通信支援用具（(3)から(6)までに掲げる情報機器を使用する際に必要な周辺機器、アプリケーションソフト）

(補助金の交付)

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、第4条に掲げる ICT 機器を購入する事業を行う第3条に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、購入額の2分の1とし、上限額は別記のとおりとする。（ただし、10円未満は切り捨て）
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、ICT 機器

の購入にあたっては、県内に住所を有する事業所での購入に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付を希望する者は、規則第5条の規定に基づき、県に鳥取県視覚障がい者向け ICT 機器購入費補助金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 本補助金の交付申請は、補助対象者が第4条に規定する ICT 機器を購入する20日前までに行わなければならない。
- 3 第1項の申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、購入する ICT 機器の機種及び金額が分かるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受け付けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要する変更等)

第8条 補助事業者は、前条で交付決定した内容に変更がある場合は、承認申請書（様式第3号）を県に提出し、承認を受けなければならない。なお、購入する ICT 機器に変更がない場合で、購入金額が減額する場合には、提出する必要はない。

- 2 交付決定した後に、ICT 機器の購入を中止した場合も、承認申請書（様式第3号）を県に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第6条第2項の規定は、前2項の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 補助事業者は、規則第17条の規定に基づき、交付決定を受けた ICT 機器購入の日から20日を経過する日までに実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、購入した補助対象 ICT 機器に係る領収書の写し及び口座振込依頼書とする。（納品書がある場合には、納品書の写しも提出すること。）

(補助金額の確定及び支払)

第10条 県は、補助対象者から前条第1項に基づく実績報告書の提出を受けてから20日以内に本補助金額を確定するものとし、その旨を補助対象者に通知する。

- 2 県は、本補助金額の確定後、速やかに補助事業者の口座に補助金の振込を行う。

(雑則)

第11条 規則第5条に定める様式第1号による申請書は、本要綱に定める様式第1号に、規則第17条に定める様式第5号による報告書は、本要綱に定める様式第4号に代えるものとする。

- 2 本要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。

なお、この要綱施行日以前に、第3条に規定する補助対象者が、第4条に規定する ICT 機器を購入している場合は、購入機器及びその購入額並びに購入時期を証明できる書類等を添付し申請することとする。

【別記】

	ICT 機器の種類	上限額
1	拡大読書器（据置型又は携帯型のいずれか）	99,000円
2	プレクストーク	44,500円
3	パソコン（音声読み上げソフト、表示画面拡大ソフト等がインストールされている又は当該ソフトを同時に購入するものに限る。）	100,000円
4	スマートフォン（音声ガイド機能が標準装備されている又は同機能をインストールするものに限る。）	30,000円
5	タブレット端末（音声ガイド機能が標準装備されている又は同機能をインストールするものに限る。）	30,000円
6	ウェアラブル端末（カメラの文字認識技術による音声読上げなど視覚障がい者の情報取得に資する機能が搭載されているものに限る。）	100,000円
7	情報・通信支援用具（3から6までに掲げる情報機器を使用する際に必要な周辺機器、アプリケーションソフト）	20,000円